

学校施設の計画的改修の着実な推進に向けた国の安定的かつ継続的な 財政措置を求める意見書

児童生徒が安心して学び、健やかに成長できる教育環境の確保は、自治体に課された重要な責務の一つであり、嬉野市においても、その責任のもと、限られた財源と人員の中で、学校施設の安全性向上や学習環境の整備に日々取り組んでおります。

全国的に学校施設の老朽化が進行し、児童生徒の安全確保や防災対策の観点からも、早急な対応が求められている中、各自治体では、施設長寿命化計画や個別施設計画が策定され、中期財政計画を踏まえて計画的かつ段階的な改修を推進しているところです。

嬉野市においては、老朽化が著しい嬉野市立大草野小学校舎の安全性確保と教育環境の向上を目的として、令和5年度から複数年度にわたる長寿命化改良事業に取り組んでおります。これまでに施設の現状把握や設計の検討を重ね、令和7年度及び令和8年度に実施予定の本体工事については設計を完了し、発注に向けた準備も整っています。

また、児童の学習環境を確保するための仮設校舎については、整備及び仮設校舎への移転も完了し、これに伴い賃借料の支払いも開始されます。

しかしながら、当該事業については9月末日時点で交付決定の内示を受けていないため、工事の着手ができない状況となっており、内示の遅れは、仮校舎の長期使用で一般財源の負担増加を招くとともに、本校舎の教育環境整備の大きな遅れにも繋がります。

さらに、近年の建設資材価格や労務費の高騰を踏まえると、工事費の増加にも繋がりがねません。他自治体においても、計画的に進められている学校施設の長寿命化計画事業等が大幅に遅れてしまうことが懸念され、これらの事業を実施するためには、国の交付金の安定的かつ継続的な措置が不可欠です。

安全・安心な学校施設の確保は、子どもたちの未来を支える教育の基盤であり、その整備には、国の積極的な関与と制度的な支援が必要不可欠でありますので、下記の事項について強く要望いたします。

記

学校施設の改修等に係る事業計画が着実に実行されるよう、学校施設環境改善交付金のうち、長寿命化改良事業及び大規模改造について、安定的かつ継続的に措置すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月3日

佐賀県嬉野市議会

内閣総理大臣	石破茂	殿
文部科学大臣	あべ俊子	殿
財務大臣	加藤勝信	殿
総務大臣	村上誠一郎	殿